

連鎖する請負契約における入金リンク条項の解釈

最高裁判所第一小法廷平成二二年一〇月一四日判決（平成二二年（受）第九七六号、請負代金請求事件）裁判集民事二三五号二二頁、判例タイムズ一三三六号四六頁、金融商事判例一三五七号二三頁、判例時報二〇九七号三四頁、金融法務事情一九二五号一〇〇頁

作 内 良 平

〔事実〕 本件は、浄水場内の監視設備機器（以下「本件機器」という）の製造等を、代金三億一五〇〇万円でYから請け負ったXが、本件工事の発注者から請け負い後述のEらに順次下請けさせたA（コムシス）および直接の契約相手たるY（ふじでん）に対して、報酬請求をした事案である。

本件機器の設置等を含む浄水場内の監視設備工事（以下「本件工事」という）は、Aが、平成一六年七月、指名競争入札により一部事務組合（地方自治法二八四条二項）である東部地域広域水道企業団から請け負ったものである。これが、B（三和

エレクトク）、C（周和エンジニアリング）、D（日本パイピング工業株式会社）、Y（ふじでん）、Xと順次下請けされたのが本件である。

これらの下請契約の連鎖には次の特徴がある。本件工事はAとXとが指名競争入札で争ってAが落札したものであるが、Aはこの工事の実施をXに請け負わせようと考えた。しかし、XとAとは同じ入札に参加した者同士（いわゆる相指名の関係）であることから、本件機器の製造等をAから直接受注することを避けるため、間に下請契約を介在させる必要があった。

このためAは、本件工事をAの子会社あるいは関係会社からXに発注することをXに伝えた。他方、B・C・D・Yらが順次下請契約を締結した目的は工事受注の実績作りであり、このためこれらの当事者間の契約における代金額はそれぞれY・X間の請負契約とほぼ同じであった。

このように、本件工事を実質的に施工したのはXであり、その履行はYとの請負契約（以下「本件契約」という）に基づくものであった。本件契約締結の経緯は次のものである。平成一七年三月一六日、YからXに対して、本件機器について本件注文書の送付がなされ、同月二三日、XからYに対して、本件工事注文書が送付された。これらの書類の支払条件欄には「毎月二〇日締切翌月一五日支払」との記載に続けて「入金リンクとする」との記載（以下「入金リンク条項」という）があった。こうした経緯によりX・Y間に本件契約が成立し、Xは工事に着手。同年一月一六日、本件機器の据え付け工事を行ったうえ、Aの竣工検査を受け、同三〇日、Aに対して、本件工事の目的物を引き渡しが行われた。Xによる履行の完了をうけ、同年五月六日、AはEに対して、代金四億四七三〇万円を支払った。平成一七年五月六日から二月五日にかけて、BはCに對して、合計四億四六二四万七四八〇円支払った。ところが、平成一八年四月、Cは、破産手続開始決定を受けた。このため、YもDからの支払いを受けることができなくなり、本件入金リ

ンク条項を理由としてXへの支払いを拒絶した。

そこでXは、本件請負契約代金の支払をA、Yに求め、訴えを提起した。なお、Aに対しては、主位的に、XがYに対して有する請負契約に基づく報酬支払債務をAが保証していたことを理由とする保証債務の履行を、また、予備的に、多数の介在業者が存在するためXが支払いを受けられなくなるリスクがあるにも関わらずAの担当者が本件工事を発注したことを理由として共同不法行為にもとづく損害賠償を請求した。

第一審・原審ともに請求棄却。第一審（東京地判平成二〇一七年七月三〇日金判一三五七号二〇頁）は、本件請負契約の成立を認めた上で、本件「入金リンク条項」は、本件報酬の支払いについて、Yが上位者から報酬の支払いを受けることを停止条件とする趣旨で設けられた条項であるとして請求を棄却した。その理由は次の通り。「Yは、Eから入金リンク条項について、上位者からの入金がなければ支払をしなくてもよいとの意味として説明されて本件請負契約を締結したものである。XとAとの打ち合わせにおいてYは出席しておらず、引渡にも立ち会っていない。したがって、「Xにおいても、Yを相手方当事者として本件請負契約を締結してはいるものの、Yに期待していたものは、実質的には、Yから支払われる本件機器等の製造に係る報酬を通過させる役割に過ぎなかったというべきである」と。また、XのAに対する請求についても、XとAとの支払保

証契約は成立していない、共同不法行為は成立しない、として請求を棄却した。原審（東京高判平成二二年二月二五日金判一三五七号一七頁）では入金リンク条項を停止条件と解することについて、「X自身も、本件請負契約における入金リンク条項の法的性質については、停止条件であると理解していたものと推認せざるを得ない」との説明が補充された。Xが上告受理申立て^②。

〔判旨〕 破棄差戻。

「前記事実関係によれば、本件請負契約が有償双務契約であることは明らかであるところ、一般に、下請負人が、自らは現実に仕事を完成させ、引渡しを完了したにもかかわらず、自らに対する注文者である請負人が注文者から請負代金の支払を受けられない場合には、自らも請負代金の支払が受けられないなどという合意をすることは、通常は想定し難いものというほかはない。特に、本件請負契約は、代金額が三億一五〇〇万円と高額であるところ、一部事務組合である東部地域広域水道企業団を発注者とする公共事業に係るものであって、浄水場内の監視設備工事の発注者である同企業団からの請負代金の支払は確実であったことからすれば、XとYとの間においては、同工事の請負人であるAから同工事の一部をなす本件機器の製造等を順次請け負った各下請負人に対する請負代金の支払も順次確実に行われることを予定して、本件請負契約が締結されたものと

みるのが相当であつて、Xが、自らの契約上の債務を履行したにもかかわらず、Yにおいて上記請負代金の支払を受けられない場合には、自らもまた本件代金を受領できなくなることを承諾していたとは到底解し難い。

したがつて、XとYとが、本件請負契約の締結に際して、本件入金リンク条項のある注文書と請書とを取り交わし、Yが本件機器の製造等に係る請負代金の支払を受けた後にXに対して本件代金を支払う旨を合意したとしても、有償双務契約である本件請負契約の性質に即して、当事者の意思を合理的に解釈すれば、本件代金の支払につき、Yが上記支払を受けることを停止条件とする旨を定めたものとはいえず、本件請負契約においては、Yが上記請負代金の支払を受けたときは、その時点で本件代金の支払期限が到来すること、また、Yが上記支払を受ける見込みがなくなつたときは、その時点で本件代金の支払期限が到来することが合意されたものと解するのが相当である。Yが、本件入金リンク条項につき、本件機器の製造等に係る請負代金の支払を受けなければ、Xに対して本件代金の支払をしなくてもよいという趣旨のものとらえていたことは、上記判断を左右するものではない。」このように述べて「上記期限の到来等につき更に審理を尽くさせるため」原審に差し戻した。

〔評釈〕 本判決は、本件下請契約に付された入金リンク条項の意義につき、停止条件ではなく不確定期限であると解すべ

きことを述べた初めての最高裁判決であり、条件と期限との區別に関する一事例としての意義を有する。本件のような入金リンク条項は建設工事請負契約において頻繁に利用されるものであり（原審・金判一八頁の指摘を参照）、その法的性質が明確になったことは実務上非常に大きな意義を持つ。

ただしその理由付けは、従来この問題について述べられているところのものと若干の違いが見られるため従来の先例との関係を明らかにすることが必要である。

他方で本判決は、請負契約の連鎖する場合における契約解釈のあり方を示すものとしても興味深い（新堂、奈良、笠井、芦野、山本・各後掲評釈を参照。また、森田修「判例の動き―民法」法教別冊判例セレクト二〇一〇〔I〕一三頁（法教三六五号）も参照）。

一 原審と最高裁との比較

まずは、問題の所在を明らかにするため本判決と原審の判断とを比較しよう。

両者は入金リンク条項の解釈について結論を異にする。本件入金リンク条項を停止条件を定めたものと解釈する理由付けとして、原審は、本件請負契約締結の状況に触れた上で、当事者双方の意思につき、当該条項が支払義務者たるYにとって有利になるだけでなく、「X自身も、本件請負契約における

入金リンク条項の法的性質については、停止条件であると理解していたものと推認せざるを得ない」と述べ、当事者双方が入金リンク条項を停止条件とする意思で契約を締結していることを指摘している。

これに対して最高裁は、当事者の実際の認識とは異なる不確定期限との意味を本件入金リンク条項に付与しており、その理由付けとして「有償双務契約である本件請負契約の性質」を根拠として、当事者の合理的意思解釈により結論を導いている。その際、「Yが、本件入金リンク条項につき、本件機器の製造等に係る請負代金の支払を受けなければ、Xに対して本件代金の支払をしなくてもよいという趣旨のものにとらえていた」としてもそれは上記解釈を左右するものではないと念を押す。

このように最高裁は、本件リンク条項が停止条件を定めたものではないとする根拠として請負契約が有償双務契約であることをまず挙げる。こうした理由付けは従来の判例にはみられないものでありこの位置づけが問題となる。また、判決は当事者の合理的意思解釈として上記の結論を導くのであるが、原審において認定された当事者の合致した意思とは異なる解釈が本件でいかに可能となったのか、このことも問題となる。

以下では、二において、本判決の先例的意義について、条件が不確定期限かについて判断された先例との関係、および本件で本件入金リンク条項が不確定期限とされた根拠について検

討し、三で本判決の射程を検討する。

二 先例的意義

1 条件と期限とに関する先例

(1) 先例の確認

条件と期限との区別の基準について一般には、それぞれの定義から事実の到来が確実か不確実かにより区別されると説明されてきた。⁽³⁾これに対して、本判決では「有償双務契約である本件請負契約の性質」を当事者の合理的意思解釈の根拠とする解釈が示されている。両者の基準はどのような関係に立つのだろうか。以下にみるように、実は従来の判例においても事実の到来の確実性だけではなく、本判決と類似する考慮により条件／期限の区別が導かれてきた。こうした視角から条件か期限かという問題についての先例を確認しよう。

本件の先例としては、従来この問題についての典型事例とされてきたいわゆる出世払い約束の事例を含む以下の大審院の判決がある。①大判明治三二年二月九日民録五輯二四頁（預け金の返還請求事件、預け主が東京のために根室を引き払う際に返還するとの約定を期限と解した）、②大判明治四三年一〇月三十一日民録一六輯七三九頁（貸金請求事件、「立身ノ上誓テ返済可仕」との文言を債務履行の期限と解した）、③大判大正四

年二月一九日民録二一輯一六三頁（貸金請求事件、「債務者ノ婚家又ハ分家シタル時」に返還するとの約定を期限と解した）、④大判大正四年三月二四日民録二一輯四三九頁（貸金請求事件、借主が出世した際に返還するとの約定を期限と解したものの、結論としては時効消滅の抗弁を認め借主の請求を棄却）、⑤大正四年五月一七日民録二一輯七一四頁（鉱業権売買の残代金につき「精錬盛行ノ見込ミ相立チタルトキ」を以って弁済すべき旨の約定を期限と解した）、⑥大正四年一〇月二三日民録二一輯一七五二頁（製氷機及び付属機械の売買代金残額の支払を製氷機械の試運転及び三回の製氷から三ヶ月経過後とする約定を条件と解し、本件機械等によつて契約に適合する製氷は不能であるために残代金の支払い時期は到来しなかつた）、⑦大判大正四年一二月一日民録二一輯一九三五頁（貸金請求事件、家を売却のうえ返済するとの約定を期限と解した）、⑧大判大正一〇年五月二三日民録二七輯九五七頁（貸金請求事件、借主が山林の特売権を得たときより二カ月以内に借入金を弁済すべきとの特約について、特売権を得られなかつた場合に債務の履行を免除する意思を有していなかつたことを理由に期限と解した）、⑨大判大正一四年二月二三日民集四卷七六頁（株式会社が所定の時期に抽籤により社債を償還するとの約定を期限と解し、民法一三〇条の適用を否定）、⑩大判昭和一六年九月二六日新聞四七四三号一五頁（貸金請求事件、債務者が無資力の

場合において、その資力が回復した場合には債務を弁済すべき旨の約定につき、資力の回復しない限り債務は自然債務となるものであり、不確定期限を定めたものではないと解した。これらはいずれも本件のような入金リンク条項に関するものではないから厳密に言えば事案を異にするものではあるが、以下では、条件と期限とを区別する一般的な基準から検討を始めることにしよう。

これらの判決は、必ずしも確実性の有無で判断しているわけではない。たとえば④判決では、出世払いの付款について「既二発生シタル債務ノ履行ヲ：制限」するものであるから不確定期限であるとしており、判決の直接の根拠は、既に債務の効力が発生しており、その履行についての制約である、ということなのである。これと同様の判断を明示するものとしては⑤⑦判決がある。

すなわち判例は、事実の到来の確実性という形式的な基準を用いるのではなく、既に債務が発生しているか否か、という実質的な観点から判断をしている。端的に述べるならば「必ず払うという趣旨ないし必ず払わせるのが妥当か」、これを肯定するならば期限である（星野英一『民法概論』（良書普及会、一九七一年、改訂七刷一九七九年を参照した）二四〇頁、滝沢・後掲九五頁も参照）。

その後、最上級審において条件／期限の区別が直接問題と

なったものはわずかに⑩最判昭和四三年九月二〇日判時五三三五四三頁があるのみであるが、これも同様の判断を行なっている。事案の詳細は明らかではないが、不動産の売買契約に際して、売主が、目的不動産の無権限占有者は一年位のうちに確実に立ち退くだろうという見通しを買主に告げ、代金の支払いも占有者の明渡しと同時に行うとの約定が結ばれていたものである。⑪判決はこうした事実を摘示し、上記の約定は不確定期限を定めたものだとした原審の判断を是認した。

(2) 本判決との関係

このように判例における基準としては、事実の到来の確実性の有無に言及する判決が見られるもの（たとえば、②③判決）、実際に考慮されているのは、債務が既に発生しているかという点であり、むしろ債務の既発生を前提としてその支払方法についての付款の解釈が問題となつたとみることが適当なものである。またその結論も、ほとんどの事案で不確定期限であるとされ支払い請求が認められているのである。債務が既に発生していることを論拠とするのであれば、消費貸借の場合は当然のこと、⑤判決のように売買契約の場合の（残）代金が問題となる場合にも、付款をたてに支払いを拒むということは許されないだろう。⁽⁴⁾

もっとも債務が既発生であるから停止条件ではないと述べ

るは結論の先取りではないとも言える。しかし本件のような請負契約の場合では、消費貸借とは異なり、それが双務契約であり、しかも請負人は先履行義務を負うのであるから（二）下請人が、自らは現実に仕事を完成させ、引渡を完了したにもかかわらず）、にもかかわらず他方の債務が停止条件付きであると考えられるためにはむしろ一定の前提がさらに必要なはずである⁽⁵⁾。

そもそも条件とは法律行為の効力の発生（または消滅）に関する付款であるのに対して、期限とは基本的に債務の履行時期に関するものであり（民法一三五条一項）、債務の発生（不発生）は既に確定している⁽⁶⁾。そうだとすると、法律行為の効力が発生している以上は、貸金の返還・代金の支払等についての付款を停止条件だと解することは難しい。条件であるとするならば事実の到来の有無により無償（片務）契約となりうるからである。

仮にこうした解釈によることができるならば、少なくとも、有償双務契約により発生した債務の一方の弁済につき一定の事実の到来にかからしめるものは、およそ不確定期限となるということになり、本件についてもまた不確定期限とすることに問題はなかつたといえるだろう。本判決はこうした考え方をより明確に「有償双務契約である本件請負契約の性質」という文言を判断枠組みに取り入れることで解釈の原則を明らかにしたと理解することができる⁽⁷⁾。

この点に関して、条件と期限との関係について、付款における当事者意思を解釈（補充）する基準として、有償性と無償性とを区別の基準とする見解があるので触れておこう⁽⁸⁾。ここでいう「無償」契約の例としては親子間の契約が挙げられているが、こうした契約について事実の不到来が確定した場合には条件と考え返還の請求を認めないとするのがこの見解のねらいである。逆にいえば、有償契約ではその一方の給付のみを条件にかからしめることは適当ではないということになる。したがってこの見解も実質的には本判決と同様のことを述べているといえるだろう。

2 本事実における特殊事情

以上のように、本判決の中心的な理由付けは双務有償契約において入金リンク条項は期限と解されるのが当事者の通常の意味である、という部分であった。しかし、本判決は判旨の「特に」以下で指摘するような本事実の特殊事情についても言及している。では、この部分は理由付けとしてどの程度意味を有するか。

仮に本件における特殊事情の存在を強調するならば、そうした事情のない通常の契約連鎖では入金リンク条項が停止条件と解されることになり、本判決はいわば例外的に入金リンク条項を不確定期限と解したことになる（笠井・後掲三九八頁参

照)。はたしてそうであろうか。

まず判旨を確認しよう。本判決は、双務有償性に言及し上
位者からの支払がないことを理由としてYが入金を拒むことは
「通常は想定し難い」と述べる。続けて「特に」以下の部分で
は上記の解釈を補強する要素を挙げる。すなわち本件の請負契
約は公共事業に係るものであり、発注者からの請負代金の支払
いは確実であったという事情を摘示し、これを根拠に、XがY
において上記請負代金の支払を受けられない場合には自らもま
た本件代金を受領できなくなることを承諾していたとは「到底
解し難い」と述べた。さらに、「したがって」以下の結論では
請負契約の双務有償性には触れるものの本件の特殊事情への再
度の言及はない。

以上の書きぶりから、本判決の示した判断枠組みは、(i)
有償双務契約であることを本件条項を期限と解する判断の基礎
におき、(ii)「特に」以下の事情はその判断を補強する付随的
要素として切り分けているものとして理解できる(滝沢・後掲
九五頁)。したがって、本件と異なりたとえば公共工事ではな
い場合等の事情は(ii)で考慮され、仮に(i)の推論を覆す
ような事情がある場合にはそこでようやく当該条項が停止条件
とされるのだと理解することができる⁽⁹⁾。

次にこのような解釈の適否の検討が必要となるが、これを
本判決の三ヶ月前に出された同じく複合的な取引における報酬

支払に関する付款の解釈について判示した^⑩最小平成二二
年七月二〇日裁集民二三四号三三三頁(以下「七月判決」とい
う)と本判決との関係をみることにより明らかにしよう。

3 本判決と七月判決との比較

七月判決の事案は次のようなものであった。Aが温泉施設
建設のための熱電供給システム(以下「本件システム」とい
う。)の製造及び設置に係る工事(以下「本件工事」という。
)をBに発注した。Aは決済の方法として、本件システムを、
BがCに売却し、AはCからリースを受けるという方法を計画
していた。他方Bは本件工事を請け負わせるべくXと交渉し
た。Xは請負代金額(二九〇〇万円)には納得したものの、そ
の支払確保のために、Bと直接請負契約を締結するのではなく、
信用力のある会社を介在させることを求め、契約締結に先んじ
て工事に着手した。商社Yは、Bから依頼を受け、Xとの間で
代金二九〇〇万円で本件工事の請負契約(以下「本件請負契約」
という)を締結するとともに、Bとの間で代金三〇七〇万円で
本件システムを転売する旨の売買契約を締結した。本件請負契
約の締結に際してYがXに交付した注文書には「支払いについ
て、ユーザー「A」がリース会社「C」と契約完了し入金後払
い…」との記載があった。Xは本件工事を完成させ、本件シス
テムをAに引き渡したものの、AC間のリース契約が締結され

なかったためAからBへの支払いがなされておらず、Yは本件
注文書の記載を理由としてXへの代金支払を拒んでいる。以上
が訴訟までの経緯である。

リース契約の成立が請負契約の成立の停止条件であるか否
かが争点となり、第一審 (LEX/D25463857) はこれを否定し、
原告の請求を認容。ところが控訴審 (LEX/D25463858) では、
本件の各契約について「どの契約が欠けても、関係当事者にと
って重大な影響を及ぼすものであった」とその密接関連性を強
調して上記注文書の記載が停止条件を定めたものであるとの解
釈を基礎づけ、にもかかわらずA C間のリース契約の成否を確
認することなく本件工事を履行したXの受ける代金不払いの不
利益は自ら招来したものであるからやむを得ないと述べている。
結局、A C間のリース契約の不成立によりX Y間の請負契約は
無効となったとしてXの請求を棄却した。

最高裁は次のような理由で、原審を破棄した。まず、A B
間の契約の成否について、A C間で予定されていた契約がいわ
ゆるファイナンス・リース契約であり、その目的が「Aに本件
システムの代金支払につき金融の便宜を付与すること」である
ことを指摘しながらも「たとえ上記リース契約が成立せず、A
が金融の便宜を得ることができなくても、Aは、Bに対する代
金支払義務を免れることはないというのが当事者の合理的意思
に沿う」とした。「加えて」、Xが本件工事の請負代金の支払確

保のため、信用力のある会社を取引に介入させることを求め、
その結果、Yを注文者として本件請負契約が締結されたという
事情についても触れ、これらの事情を考慮すると「XとYとの
間においては、AとCとの間でリース契約が締結され、Cが振
り出す手形によって請負代金が支払われることが予定されてい
たとしても、上記リース契約が締結されないことになった場合
には、Yから請負代金が支払われることが当然予定されていた
というべき」であり、「本件請負契約に基づき本件工事を完成
させ、その引渡しを完了したにもかかわらず、この場合には、
請負代金を受領できなくなることをXが了解していたとは、到
底解し難い」と述べ、本件請負契約は、AとCとの間で本件シ
ステムのリース契約が締結されることを停止条件とするものと
はいえないとした。

本判決は七月判決には言及していないものの、このように
両判決の書きぶりは相似する。もともと、七月判決の争点はA
C間の契約の不成立が(A B間の契約および) X Y間の契約ど
のような影響を与えるかという問題であるから、厳密にいえば
本判決と事案を異にするものであるけれども、実質的な注文者
と請負人との間に中間業者が介在し、各契約が一体の取引とし
て動くことが予定されていたという限りでは本判決と共通する
ものだと見える(山本・後掲一五頁)¹⁰⁾。

七月判決で問題となったのは、第一に、A C間の契約の成

否がA B間の契約の成否あるいは代金の支払いの条件となるか、第二に、A C間の契約の成否はA B間の代金支払いには関係しないとしても、BからのYに対する支払の有無がXのYに対する請求の可否を左右するか、という二点である。そしてそのいずれについても、前提となる契約の成否にかかわらず代金請求は可能であるとの判断をしている。以下この二つについて検討する。

まずA B間の契約について。A C間の契約の目的がA B間の契約の決済につきAに金融の便宜を与えることにあることは確かだとしても、この目的はA B間の契約の内容には当然に含まれないため、Bの履行があつた場合にはAはA C間の契約不成立を理由に代金支払いを拒めないとしたのだろう。原審と對比すると、各契約の密接な関係を契約解釈の直接の論拠とはしないという最高裁の姿勢をうかがうことができる。¹¹⁾

判決は続けて(「加えて」以下)、Xが代金確保の目的から信用力ある会社を介在させることを望み、その結果X Y間の契約が締結されたという事情に触れており、これらの考慮要素からA C間の契約の成否がX Y間の契約の停止条件とはならないことを基礎付けている。

このように七月判決は各契約の密接な関係を前提としつつも、本件工事に係る取引全体を考慮要素に取り込むことには消極的であり、X Y間の契約締結の事情への言及のみから結論を

導いていると評価できる。七月判決のこのような解釈態度は本判决において契約連鎖等の特殊事情を副次的な考慮要素と位置づける姿勢と共通するものであるといえよう。

4 契約解釈の方法

契約の解釈方法に関する裁判例には先例に触れないものが多く、一般的な命題が示されることはまれであるものの、¹²⁾その中で珍しく契約の解釈の方法について短いながらも抽象的な基準を述べたものとして次の二判決がある。まず、オートバイ輸出事業に関する協定中の契約成立・更新に関する条項の解釈に関する¹³⁾最判昭和五一年七月一九日裁時六九六号一頁は一般論として「法律行為の解釈にあたっては、当事者の目的、当該法律行為をするに至つた事情、慣習及び取引の通念などを斟酌しながら合理的にその意味を明らかにすべきものである」と述べた。また、フランチャイズ契約におけるチャージ料算定に関する条項中の「売上商品原価」との文言の解釈が問題となつた¹⁴⁾最判平成一九年六月一日判タ一二五〇号七六頁は、契約の解釈方法の一般論として、「契約書の特定の条項の意味内容を解釈する場合、その条項中の文言の文理、他の条項との整合性、当該契約の締結に至る経緯等の事情を総合的に考慮して判断すべき」と述べた。

これらの基準との関係で本判决の特徴を述べることをしよ

う。

本判決（及び七月判決）は、原審が本件入金リンク条項の意味内容を、当事者の意図や契約締結時の状況、他の類似の取引等を根拠として明らかにしようとするのに対して、当事者の実際の意思とは異なる当事者の合理的意思の解釈を根拠として⁽¹⁴⁾している。したがって、本判決での契約の解釈の内容は規範的契約解釈であり、契約解釈の方法を用いて不当な内容の契約について修正を加えているとさえみることができるとのである（新堂・後掲一五一頁）。

しかも本判決は「Yが、本件入金リンク条項につき、本件機器の製造等に係る請負代金の支払を受けなければ、Xに対して本件代金の支払をしなくてもよいという趣旨のものにとらえていたこと」は入金リンク条項を期限だと解釈することの妨げにはならないと述べている。この判断は、下請人保護を優先する一種の政策的価値判断を行なっていると理解することも可能であるが、契約の解釈の観点からはどのように正当化できるか⁽¹⁵⁾。先述のように、本判決は有償双務性を根拠として契約の解釈をしている以上、原則は債務の履行期に関する附款であると推定されるのであり、Yがその主観において条件だと理解していたという事実はその推定を覆すものではなく、無関係の事情であると考えられる。

なお、リスクの配分という観点から契約の解釈を考える立

場から本判決が評価されることがある（笠井・後掲三六九参照山本・後掲一七頁もこの点にふれる）。しかし、本件はリスク配分の適切性という観点から直接に契約解釈の結論が導いているというより、個別の契約を切り出し典型契約規定等の抽象的基準から判断したところ、結果として合理的なリスク配分が達成された事案にすぎないのではないだろうか⁽¹⁷⁾。

三 射程

1 事案との関係

(1) 「有償双務契約」

まず、他の有償双務契約の場合にも本判決の射程は及ぶか。「本件請負契約が有償双務契約である」という表現を手がかりとするならば、この定式に当てはまる場合には入金リンクの定めはすべて期限と解されることになるのだろうか。

たとえば、売買契約が連鎖する場合において、「本件売買契約が有償双務契約である」との理由付けにより、当該入金リンク条項が停止条件であることはあり得るのか。売買が単純に連鎖する場合のほか、七月判決で見られるように形式的に中間に業者が介在する場合は一般的にみられるものであろう。

こうした場合にも、本判決と同様の理由付けによって、当該条項は原則として不確定期限と解釈され、商品の引渡しがな

されている以上は他方の代金支払いのみを拒むということは許されない、と一応は言うことができる。

(2) 本件の特殊事情

ただし上記のように考えるためには、中間に形式的にのみ業者が介在しているという本件に特殊な事情がどの程度考慮されるかの検討が必要である。すなわち、たとえば本件の事案とは異なり、実際に中間業者も請負工事をしているような場合にもなお、入金リンク条項は不確定期限とのみ解釈されるのだろうか。

先述したように、本件は抽象論をあまり示さずに判断がなされたものの、他方で判旨の「特に」以下で本件の特殊事情をより一般的な理由付けと切り分けているのであるから、「特に」以下で述べられたような事情の考慮は、入金リンク条項を不確定期限と解釈することの決定的な要素とは言えず、そのことは他の契約連鎖でも同様に当てはまるだろう。

2 一般的な検討

(1) 入金リンク条項の効力否定の可能性

本判決を受けて、入金リンク条項が停止条件としてしか解釈できないよう巧妙に契約書が作成された場合になお、何らかの方法により条項の効力を否定して代金の支払を求めることが

できるのだろうか。本件は契約の解釈という手法によって問題を解決したが、それによらず条項の効力を直接否定するような手法としてどのようなものがあり得るか。

たとえば、契約の内容になっていないとする方法、あるいは⑭判決が原審に差し戻す際に示唆したように表示の意味を確定した上で錯誤無効を問題とする方法⁽¹⁸⁾が考えられる⁽¹⁹⁾。

もっとも、本件入金リンク条項は契約の対価に関わるものであるから、仮に当該条項に停止条件としての意味が認められたにもかかわらず錯誤無効となつたとすれば、契約全体が無効となるのではないだろうか。この場合、とりわけ請負契約の場合に、原状回復が容易でないのであれば、条項の効力すなわち契約全体の効力を否定することは債務を履行した者にとつてかえって不利になることがあり得よう。⁽²⁰⁾

(2) 本判決の妥当性

最後に本判決の解決の妥当性について検討しておこう。契約連鎖の場面で重要なのは、直接の契約相手が無資力あるいは倒産した場合に注文者（ないし上位の請負人）への請求が認められるか、という問題である。実際Xは共同不法行為を理由としてAへの請求も行っていた。本件ではYは倒産していないものの、七月判決の事案とは異なり、おそらくその資力は請負代金の弁済には十分でないために、XはAをも被告として、原審

が指摘するようにAの不法行為責任に焦点を当てて訴訟活動をしたのだろう。ところが、原審でこの請求は棄却され、上告審ではYに対する請求のみが争われることになった。

たしかに連鎖する下請契約上の支払リスクから下請人を保護することを考えるのであれば、むしろ取引の流れ全体を支配する者に対してそのリスクを負わせられないかが問題となる(滝沢・後掲九五頁)。しかし本判決の選択がなした契約解釈による手法は、各契約で決済するというところに親和的であり、契約外の者へとリスクを分散することを志向するものとはいえないだろう。

(1) なお、原審において、Xは第一審から入金リンク条項が支払い義務にかかる停止条件であることを前提に訴訟活動を行っており、裁判所の釈明に答えてようやくXが期限であるとの法律上の主張をするに至ったものの、その後の訴訟活動はもっぱら、B・Yの不法行為責任に関する補足主張・立証に向けられた、と指摘がされている(金判一九頁)。

(2) Bに対する請求については不受理決定がなされている(金判一九頁・匿名コメント)。

(3) 鳩山秀夫『法律行為乃至時効』(巖松堂書店、一九二二年)四七八頁以下。最近でも四宮和夫『能見善久『民法総則』(弘文堂、第

八版、二〇一〇年)三四一頁がまず本文のような叙述を行う。

(4) 逆に⑥判決は契約全体に条件が付されていたものであり、⑤判決等との間に矛盾はない(滝沢・後掲九五頁、新堂・後掲一五三頁註一〇)。

(5) 笠井・法学セミナー増刊速報判例解説九号七〇頁(後述⑩判批)は先履行義務を負う請負について停止条件はなじみにくいと指摘する。

(6) たとえば梅謙次郎『民法要義卷之一総則編』(有斐閣書房、一九一一年三二版、復刻版一九八四年)三五一頁。これに対して、法律行為の効力発生に関する停止期限の存在を認める考え方もある(富井政章『民法原論第一卷総論』(有斐閣、一九二三年)五二四頁)もともと、停止期限の例として念頭に置かれているのは、たとえば「来年一月一日から賃貸するという契約」である(我妻栄『民法講義Ⅰ民法総則』(岩波書店、一九六四年)四一八―四一九頁も参照)。この点からも明らかのように、停止期限は契約全体の効果に関するものである。これに対して本件の場合、請負契約における仕事の履行に対応する代金の支払に関して付款がなされた場合である。

なお、民法(債権法)改正検討委員会による債権法改正の基本方針(「[1.3.3](#)」)(別冊NBL二二六号七八頁、『詳解債権法改正の基本方針Ⅰ序論・総則』(商事法務、二〇〇九年)三九一頁)では、いわゆる停止期限の存在を認める提案がなされているが、これも

上記のような事例を念頭に置くものである。

- (7) とりわけ判旨冒頭のセンテンスは、有償双務ではない請負契約はありえないわけであるから、こうした理解をとらない限り無意味な一文である。

- (8) 川村泰啓「条件と期限」柚木馨ほか編『演習民法（民法総則）』（有斐閣、一九六三年）二二八頁、二三三頁。この見解は、条件・期限の効果の相違と有償契約・無償契約の拘束力の相違とを組み合わせて、「付款を解除「条件」と解することによって」「有償」の世界に「無償」の原理を強制する結果になる場合には、その附款は不確定「期限」と解釈することが契約当事者の通常の意思に合致する、また付款を不確定「期限」と解することによって「無償」の世界に「有償」の原理を強制する結果になる場合には、その附款は解除「条件」と解釈することが契約当事者の通常の意思に合致する」（川村・前掲二三二頁）と主張するものである。

- (9) これに対して新堂・後掲一五二頁は具体的な事情の考慮による微調整の余地を認めないものだと本判決を理解する。

- (10) Yが支払を受けるべきBが倒産しているという事実もなく原告の請求を認めやすかったという事情もある。七月判決の第一審が原告の請求を認めているのはこうした実質的な判断も背景にあるだろう。

- (11) このことはAC間のリース契約の不成立によりXY間の請負契約も無効となると述べた原審が本件取引の密接な連関を強調している

たこととの対比からもうかがわれる。

- (12) 判旨の「加えて」以下の叙述を除くと、AC間の契約不成立を理由としてBが代金の支払を免れないという部分のみがXY間の契約解釈についての結論を支えることになる。

- (13) 吉田邦彦「比較法的に見た現在の日本民法——契約の解釈補充と任意規定の意義」『民法典の百年Ⅰ』（有斐閣、一九九八年）六〇四頁。

- (14) 本判決の匿名コメント（金判二三五七号一五頁）では、本件入金リンク条項が不確定期限であることは「支払基準」欄に支払い時期の記載に続けて記載されたものであることから裏付けられる、との理解が示唆されているものの、本判決自身がこれを明言しているわけではなく、本判決は契約条項の文言解釈を前面には出さないという姿勢が徹底しているということもできよう。

- (15) 奈良・後掲一五頁。また、伊藤・後掲註一六論文一一四頁は、下請代金支払遅延等防止法、建設業法二四条の二以下における政策判断と本判決の発想が共通することを指摘する。

- (16) 伊藤進「私法規律における「合理的意思」の役割、機能——請負契約における入金リンク条項を手がかりとして」『法律時報八四巻一〇号一一一頁（二〇一二年）』。

- (17) 笠井・後掲三六九頁が本判決の射程を限定的に捉えようとすることもこの点と関係しよう。

- (18) ただし本件の第一審では、Xの主張が錯誤無効を主張するものだ

と解しても、その主張には理由がないとされている（金判一六頁）。

(19) 伊藤・前掲論文一一六頁（七月判決について）。また、本件を行
為基礎の喪失の問題とする吉永・後掲一一六頁もこの方向を示唆
するものとして理解できるであろう。なお、この他に条項の効力
を否定する手段としては公序良俗違反が考えられるが、本件の事
情のもとでこれを肯定するのは難しいだろう。

(20) 七月判決の第一審では、AC間のリース契約が不成立となった場
合にXY間の請負契約に無効とするならば現状回復の困難に直面
するとの考慮がなされている。

本判決についての評釈類として以下のものがある。

吉永一行・法学セミナー六七三号一一六頁、宗宮英俊・N
Bレ九五一号三九頁、奈良輝久・金融商事判例一三六五号一〇
頁、笠井修・民商法雑誌一四四卷三号三九二頁、芦野訓和・法
学セミナー増刊速報判例解説九号七九頁、新堂明子・判例時報
二二二三号一四八頁、滝沢昌彦・ジュリスト臨時増刊一四二〇
号九四頁、山本豊・私法判例リマックス四四号一四頁。